

# 体育施設使用規定

## (1) 使用優先順位

- ① 体育授業
- ② 学校行事（生徒会活動、部活動を含む）
- ③ HR活動
- ④ 地域の施設開放

## (2) 使用許可

- ① 体育授業については「体育授業年間カリキュラム」による。
- ② 学校行事については「行事予定表」による。
- ③ 部活動については「部活動施設使用表」による。
- ④ HR活動については「LHR年間指導計画」による。
- ⑤ 地域の施設開放については「施設開放実施要領」による。
- ⑥ その他特別な場合は、保健体育科と協議する。

## (3) 使用上の注意

### [体育館]

- ① 体育館用運動靴に必ずはきかえる。（土足、上履きの館内持ち込みは禁止する。ただし集会や授業の時は袋に入れて持ち込む。）
- ② 館内での火気使用、飲食を禁止する。
- ③ 使用後は床をモップでふき、モップのごみを落とし、ほうきでまとめ、ごみ箱に入れる。
- ④ 使用後は、カーテンを開け、消灯、戸締りを行う。
- ⑤ 施設・器具等の破損は、保健体育科に連絡し、かつ事務室に届けその指示に従う。

#### [武道場]

- ① 原則として素足とする。
- ② 場内での火気使用、飲食を禁止する。
- ③ 使用時には原則として保健体育科にある鍵を使い、使用後は施錠し鍵を戻す。
- ④ 使用後は清掃と消灯を行う。

#### [グラウンド]

- ① 石灰でのライン引きは、体育授業のラインに支障のないように行う。
- ② 使用後はコートブラシなどで整備を行う。  
(体育授業のラインは消さないようにする。)
- ③ 石灰庫の整理は部活動で行う。
- ④ スプリンクラーの使用は原則として職員が行う。
- ⑤ 照明灯の使用は「照明灯使用要領」による。
- ⑥ 自転車等の立ち入りを禁止する。
- ⑦ ゴール、防球ネット等の器具を移動した場合は、使用後に定められた場所に戻す。
- ⑧ 革靴（ローファー等）で立ち入らない。必ず運動靴にはきかえる。

#### [テニスコート・バレーコート]

- ① 使用後は、コートブラシなどで整備する。
- ② テニスシューズ又は靴底の平らなシューズを使用する。

#### (4) 昼休みの体育施設使用

- ① グラウンドと体育館（フロアのみ）とする。
- ② 用具等の貸し出しは行わないため各自で用意する。
- ③ ラケット、バット等の用具の使用は周囲との接触をさけるため禁止とする。
- ④ 学校行事、授業等により使用できない場合もある。
- ⑤ その他使用に際しては各施設使用規定に従うこと。

※この規定に違反した場合、又、使用状況が悪い場合には、使用禁止等の処置を講ずることがある。